

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	平成 24 年度以降の子どものための現金給付に係る税制上の所要の措置		
税 目	所得税、国税徴収法等		
要 望 の 内 容	平成 24 年度以降の子どものための現金給付について、非課税措置及び差押禁止措置を講じる等の税制上の所要の措置を講じる。		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— （—）	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>（以下については、「子どもに対する手当の制度のあり方について」（平成 23 年 8 月 4 日民主党、自由民主党、公明党 3 党幹事長・政調会長合意）を踏まえ、今後検討。）</p> <p>(1) 政策目的 —</p> <p>(2) 施策の必要性 —</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅵ 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策目標3 子育て家庭の生活の安定を図ること 3-1 子育て家庭の生活の安定を図ること
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税においても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		手当に課税した場合、手当の効果が損なわれる。このため、非課税措置等をすべきものである。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 22 年度税制改正要望において、平成 22 年度における子ども手当に係る非課税措置及び差押禁止措置の創設が、平成 23 年度税制改正要望において、平成 23 年度以降における子ども手当に係る非課税措置及び差押禁止措置の創設が、それぞれ認められている。	